

キャブネット・みやぎ Newsletter



No.59

2022年3月31日

直近1年の子どもの虐待に関するトピック

注目されるヤングケアラーの存在

2020年3月に埼玉県はケアラー支援条例を策定し、慢性的な病気や障害、精神的な問題、アルコール・薬物などの問題を抱える家族をケアしている18歳未満の子どもと定義されるヤングケアラーの実態を把握するために、県内の高校2年生55,000人を対象に調査が行われた。その結果、25人に一人がヤングケアラーであることが分かった。

最高検と高検が乳幼児虐待対策強化のための担当検事を配置

乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）理論を立証の柱とし、裁判所は医師の証言などを根拠に有罪とする傾向があったが、2019年10月に2歳の孫を揺さぶり死亡させたというSBS理論が否定され、大阪高裁で無罪判決が出された。「医学的見解に争いがある場合は、相当程度慎重に扱う必要がある」と指摘。こうした状況に検察は各事件に複数の鑑定依頼するなど、最高検と全国8高検に担当検事を配置した。

体罰をする親が3割を超える

2020年4月に改正児童福祉法が施行されたが、厚労省は2020年11月～12月に全国5千人の養育者を対象に行った調査では、「過去6ヶ月以内に暴言として子どもに体罰を与えたことがある」と答えた養育者は33.5%。体罰は場合によって必要だと容認する養育者は41.7%だった。

児童虐待件数30年連続増加

2020年度に全国の児童相談所が児童虐待として対応した件数が、205,029件（速報値）に上った。

虐待防止に家事、育児ヘルパー

厚労省は2022年度から児童虐待防止を目的にした家事、育児ヘルパーを派遣するサービス事業を創設し、市町村に交付金で実施に必要な財源を手当する。

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー 一国家資格見送り

児童虐待に対応する専門国家資格制度を検討していた自民党厚生労働部会が見送りを決定。一方国家資格の社会福祉士や精神保健福祉士が、実務経験や研修を受けた上で、民間に認定試験を受けて新資格を取得するという上乘せ型が厚労省案として検討されている。

自立支援18歳上限を撤廃

厚生労働省は、虐待や貧困などで児童養護施設や里親家庭で暮らす若者の自立支援の年齢制限を撤廃する方針を固めた。現行は原則18歳（最長で22歳）が上限だが、年齢で区切らず、施設や自治体が自立可能と判断した時期まで支援を続ける。2022年2月3日の社会保障審議会専門委員会が、児童福祉法改正に向けた報告書を取りまとめた。

子どもへの懲戒権削除へ

民法（第820条）では（監護及び教育の権利義務）親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うとし、（懲戒）親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。と規定されている。

法制審議会親子法制部会は2022年2月1日、この親権者に必要な範囲で子供を戒めることを認める「懲戒権」の削除し、しつけを口実に虐待が正当化されるとの指摘を受けて見直すことになった。

仙台市が「児童虐待死亡事例検証報告書」を発表

2019年1月から6月までの半年間で仙台市では5件の虐待死事例が続発するという未曾有の事態となった。

仙台市はこれを受けて、生後2ヶ月の乳児が衰弱死した事例と父親が7歳児の首を絞めて窒息死させてた2事例について2020年9月に検証報告を行い、次いで2歳児を自宅マンションで9日間放置してネグレクト死させた事例の検証報告を2021年7月に発表した。

児童虐待による死亡事例等については、必要な再発防止策を検討するため、地方公共団体において事実の把握や発生原因の分析等の検証を行うこととされている。

この2つの検証報告は仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会によって行われ、報告書の最後に「問題解決に向けての提言」が行われている。

提言は2つの報告で9項目である。検証の目的は報告ではなく検証をこの後にどう活かして改善するかにあることは言うまでもない。

仙台市による今後の虐待対応改善策に注目したい。

「こども家庭庁」の設置

子どもをめぐる虐待やいじめ、不登校などの課題に行政の縦割りを排して対応するため、政府は子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置することにしていて、そのための法案を2022年2月25日の持ち回りの閣議で決定した。

日本子どもの虐待防止学会かながわ大会

参加レポート

「少年事件からあぶり出された社会の責任」

運営委員 東田美香

キャブネット・みやぎの会員になってから毎年参加させて頂いている日本子ども虐待防止学会、今回はかながわ大会ということで、横浜市みなとみらい地区にあるパシフィコ横浜で開催されました。

昨年の金沢大会からコロナ禍で、オンラインと会場参加のハイブリッド形式になりました。私は、会場に行けば年に1度しか会えない全国の仲間と会えるため（この「仲間」も、キャブネットに入会したことがきっかけで出来ました、感謝致します）必ず会場参加しています。今回も、沢山の仲間と再会し、更に新しく出会えた方もいて、充実した2日間を過ごすことができました。

今大会で私が一番楽しみにしていたのが、元新聞記者・山寺香さんのご講演「少年事件からあぶり出された社会の責任～川口市祖父母強殺事件の取材より～」です。山口さんは、2017年に『誰もボクを見ていないーなぜ17歳の少年は、祖父母を殺害したのか』というノンフィクションを刊行なさいました。2014年、埼玉県川口市で、老夫婦が金の無心に来た孫に殺害される事件が起き、当時、犯人である少年の裁判員裁判を全て傍聴した山口さんが、取材を重ね著したこの本は、2020年、長澤まさみさん主演で映画化もされました（原作ではなく、この本に着想を得た、という形ですが）。私は刊行されてすぐに購入、読了しました。事件の概要だけ

聞くと、少年が金目当てで祖父母を殺したという単純な構図を思い浮かべますが、この本の中で描かれているのは、母親と義父から虐待を受け、小学5年生からは学校にも通わせてもらえず、家もなく、ラブホテルや路上を転々とし、母親の指示で事件を起こした少年の姿です。

山口さんは、「過酷な境遇で育った少年は、本来は事件前に福祉行政が保護すべき『被害者』だった。少年は、居所不明児童となった後も多くの機関や大人と接点を持っていたにもかかわらず見過ごされ、じわじわと追い詰められて事件を起こし『加害者』となった。」と書いています。

講演の指定討論者は、少年と一時期かわりのあった横浜市中心児童相談所の職員だったのですが、私は抄録でそれを見た時、「一般論を話すだけなんだろうな」と思っていました。しかし、山口さんの講演が一通り終わったあと、児相職員は、当時の担当者に話を聞いて回ったとして、担当者が少年をどう捉えていたのか、体制がどうだったのかをお話しされたのです。私は仰天しました。他の児相では考えられないことではないでしょうか。会場参加者からの「なぜ公務員なのに、こうして登壇して当時の話をしていただけたのですか？その勇気はどこから出てきたのですか？」という旨の質問に、「少年と接触があった2年後に、管内で女兒の虐待死事件があった。私たちは、二度と同じ事件を繰り返したくないという思いで、体制を見直し、こうして報告したりもする」と回答なさいました。日本の全ての児相がこうであればいいのに、と思わずにいられません。そういうわけで、本には書かれていなかった、当時の児相と少年一家の関係を聞くことができました。少年が14歳の時、母親が

横浜市で生活保護の申請をしたことから、児相は少年と妹の存在を把握しました。異例の4人体制で駆けつけたところまではよかったのですが、保健師が生後数か月の妹の発育に問題がなかったため、少年に「あなたがしっかり育てているのね」と声をかけたところ、とても嬉しそうにしている、一時保護でこの兄妹を引き離すのは酷だと思った、という現場判断があったことが明かされました。児相では、この反省を生かし、現在は現場判断だけでは決めず、必ず役所に残った上長が客観的に判断することにしているそうです。

この事件については、紙面では語り切れないので、是非本を読んでみて下さい。講演でも、行政や周りの大人が介入するタイミングが何回もあったにもかかわらず、少年を救い出すことができなかったことが繰り返し指摘されていました。私たち大人に何ができるのか、何をすべきなのか、考えるきっかけになることは間違いありません。



日本子どもの虐待防止学会かながわ大会

参加レポート

「かながわ大会に参加して」

相談員 川越 さと子

キャプネットみやぎ相談員として活動して、10年が過ぎましたが、この度初めてジャスピカンに参加してきました。専門職の方々の中に、一相談員の私は場違いなのではという雰囲気の中、難しいながらも学びや感銘を受けたことはたくさんあり、良い経験をさせていただきました。「性虐待を防止する・親子のための技能に基づいたアプローチ」と題した、米国のペンシルベニア州立大学、ジェシー・ノル教授の講演から、自分なりにまとめたことを報告します。

性虐待を未然に防ぐための教育は、親子共に小さい頃から始めることが望ましい。その実現には行政、学校などの他機関と連携し、すべての子どもたちに学ばせることが必要で、それには多額の税金が必要になる。しかし性虐待を受けた人のケアにかかる莫大な費用に比べれば、費用対効果ははるかに社会の利益になるという実践に基づいたお話でした。

性虐待は、魂の殺人と言われるほど、悲惨なものである。18歳未満の子どもに対する性行為。身体的接触を伴うものと伴わないものがある。現代社会では、インターネットがきっかけとなる性的搾取が急増している事も大きな問題となっている。被害の90%は、顔見知りから、3割は家族から、6割は信頼している知人から受けている。その中の45%弱は開示するのに5年以上かかり、12～17%は大人になるまで開示しない。本人が理解や認識できていない事もあり、被害児が気づき、開示できるような支援が必要である。

れ性的トラウマによる発達へのゆがみは、他の虐待とは違う形で出てくる。裏切感、無力感、恥辱感、性的境界線が犯される困惑。また、健全な性的発達が得られないなどがあげられる。リスクの高い性行動に走りやすくなり、経験の若年齢化、複数のパートナー、10代の妊娠、性感染症など。メンタルヘルスにも大きな影響があり、気分障害、不安、PTSD、アルコール依存などが起きる。また、トラウマによる慢性的なストレスが、身体的健康にも影響があることが分かってきた。体中に炎症が広がることによる肥満、免疫機能不全、脳の構造への影響、細胞の老化、短命などがあげられる。そして、人生の後半に問題が発現し、一生に渡って被害者を苦しめることになる。さらに次の世代にも影響が及ぶこともある。

また性虐待は、目に見えるところでは判断しにくい。子どもを孤立させ、1対1で行う。秘密にするよう脅されることが多い。恥辱感、自責感が強く、子どもの精神に長年にわたり重くのしかかってくる。NOと言える力があることに気付かない。このことは回復に大きな影響を与えている。事実を話しても人が信じていない。秘密に覆われた状態で起こる。証拠も入手するのが困難で、立件が難しい。

被害者は、開示すると、家族や自分に重大な困難を引き起こす事を恐れ、開示を躊躇することが多い。等々・・・性虐待の深刻さは大変なものであることが分かる。

性教育は、オープンに男女一緒に学べるべきものである。子どもたちには、プライベートパーツ、安全なタッチとそうでないタッチ、秘密とサプライズの違い、事実を信頼できる大人に話す、子どもには責任がない、悪くない事などをきちんと教える。親には、ペアレントトレーニングの中に、性教育、性虐待について取

り入れる。乳幼児期からの、性教育が、子どもの正常な発達や、危険を回避する力につながる。親子共に、学校や地域や行政の協力を得ながら、継続して取り組む事が望まれる。

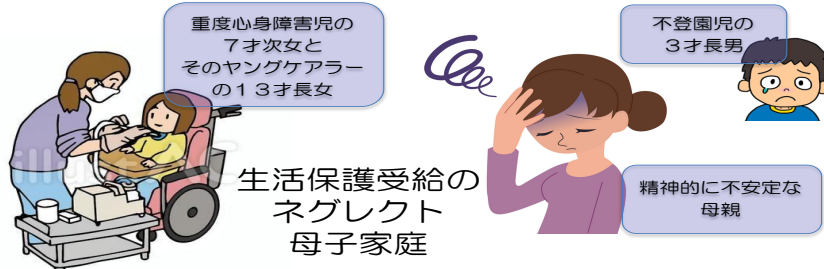
米国においても、性虐待予防の教育の必要性を啓蒙することは難しく、人はそれに時間を取りたがらなかったが、受講して初めて有効なことを理解する人が多かった。この実践を通して、ペンシルベニア州では、性虐待のケアに関わる支出が減った。しかしこれは、限定的な地域の実践で、これからも研究と実践を続けていきたいとノル教授は締めくくり、講演を終えました。

最後に、私たちは、日々相談者のお話を聴くことで少しでもその方の助けになればと活動していますが、虐待が税金の使われ方にも関わる大きな社会問題であることを改めて実感しました。性虐待の悲惨さについても理解を深めることができました。また、相談員として色々な知識を得ることが、相談者の方の苦しみの深さを少しでも理解し、受容できる自分の受け皿を広げることにつながるのではないかと思います。



要対協で救われなかった命

守秘義務のため事例の一部を変更している



関わっていた17の関係機関

- ・ 児童相談所
- ・ 児童福祉課
- ・ 障害福祉課
- ・ 生活保護課
- ・ 精神保健福祉センター
- ・ 支所保健課
- ・ 障害児支援センター
- ・ 総合病院
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 小児医療センター
- ・ 精神科病院
- ・ 特別支援学校
- ・ 中学校
- ・ 保育園
- ・ 放課後デイサービス
- ・ 相談支援事業所
- ・ 民間団体

対応に困った児童相談所が関係機関に呼びかけて個別ケース検討会を開催

3年に及ぶ個別ケース検討会議の継続

- 家族機能の課題**
- ・ 母親は精神的に不安定だが受診が継続しない。
 - ・ 母親と連絡が取れない。アPOINTはキャンセルされる。
 - ・ 母親と子どもたちの生活リズムの乱れ。
 - ・ 次女を特別支援学校に通わせない。
 - ・ 長女が次女のヤングケアラーとして不登校。
 - ・ 長男の保育園不登園。

重度心身障害児のネグレクト

- ・ 先天性の障害により次女は両上肢下肢機能、知的、言語、嚥下など全身に障害あり、常に介護が必要な状態。
- ・ 長女の不登校の問題で中学校が児童相談所に通報したことをきっかけに児童相談所が介入。
- ・ 児童相談所が介入後も母親との連絡もままならず、地域関係機関とのネットワーク構築を目指し、個別ケース検討会議を継続するという要対協機能を活かす取り組みを行う。

繰り返される要対協によるネグレクト

当初母親は要対協の方針通り、次女を特別支援学校に通わせる改善を見せたが、2ヶ月後には再び不登校状態となる。しかし児童相談所は方針とは裏腹に一時保護委託を行わず、一時的にしろ改善が見えたのでこのまま様子を見ると方針を変更する。その後も不登校状態は3年間に4回繰り返されたが、児童相談所は一時保護委託は行わず、児童相談所が文書で伝えたことが実行されなければ母親に対する「脅し行為」であり支援関係を損なうとケース検討会で児童相談所を説得したが応じないことが繰り返される。

方針と役割分担

支援に拒否的な母親に、明確で分かりやすい養育に関する改善すべき最優先事項を児童相談所が文書で伝える。家族で最も弱い立場の障害児である次女を特別支援学校に、少なくとも一週間に1回以上通学させる。もし、それができないときは当該児童を重症心身障害児施設に一時保護委託する。個別ケース検討会議にて決めて上記の方針を児童相談所は母親に文書で伝える。

嘔吐による窒息死

重度の障害を持つ次女の繰り返されるネグレクト状態を心配した特別支援学校がこのままでは心配なので、児童相談所に一時保護を要請したが、それでも児童相談所は要請に応じなかった。一家5人が全員インフルエンザに罹患。次女も発熱し、病院を受診。医師に入院を勧められるが、母親は拒否。自宅療養中、嚥下にも障害がある次女は嘔吐し、吐物を気管に詰まらせ窒息死となる。

振り返り検討会

当該児童が死亡した1ヶ月後に振り返りの検討会が開催されたが、これまで同様に児童相談所は一時保護を行わなかった組織としてのケースアセスメントを明確に示さないままだった。関係機関からはこのケースは要対協によるネグレクトであり、この事例についての検証を行うことを強く求めて閉会となった。

自治体として検証は行わないとの児童相談所からの回答

〈対応の課題〉

- ・ 要対協と児童相談所の連携不全
- ・ 児童相談所の方針転換と説明責任
- ・ 専門性における児童相談所の瑕疵
- ・ 要対協の機能不全とネグレクト責任を問われない制度は制度として機能しない

2021 年 10 月～2022 年 3 月

活動報告

毎週木曜日母親グループ
毎月第2土曜日相談員定例会

2021年10月

- 12日 多賀城市要保護児童対策地域協議会 実務者会議
- 26日 富谷市児童虐待防止連絡協議会 実務者会議
青葉区宮城総合支所保護児童対策地域協議会 実務者会
- 29日 若林区要保護児童対策地域協議会 実務者会議
青葉区要保護児童対策地域協議会 実務者会議
泉区要保護児童対策地域協議会 実務者会議

11月

- 1日 宮城野区保護児童対策地域協議会 実務者会議
太白区要保護児童対策地域協議会 実務者会議
- 4日 婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会
- 6日 ママ・パパライン仙台子育て応援講座 講師派遣
- 10日 ホームスタートなとりHV 養成講座 講師派遣
- 13日 第24期電話相談員養成講座①
運営委員会
- 20日 第24期電話相談員養成講座②・③
- 23日 第13回 虐待防止・県北シンポジウム 講師派遣
- 27日 第24期電話相談員養成講座④
- 30日 平針福祉会 福寿荘職員研修 講師派遣

12月

- 4日～5日 日本子どもの虐待防止学会かながわ大会参加
- 6日 みやぎ被害者支援センター研修 講師派遣
- 13日 大和町虐待防止対策地域連絡協議会 代表者会議
- 18日 第24期電話相談員養成講座⑤

2022年 1月

- 8日 運営委員会
- 15日 第24期電話相談員養成専門講座①・②
- 31日 新型コロナウイルス対策 電話相談活動休止

2月

- 8日 富谷市児童虐待防止連絡協議会 実務者会議
- 19日 ローゼンベルグ関係団体連絡協議会 報告発表

3月

- 5日 新型コロナウイルス対策 全体会議開催
- 12日 第24期電話相談員オリエンテーション
運営委員会
- 14日 新型コロナウイルス対策 電話相談活動休止解除

会員更新 ご寄附 ありがとうございました。

2021年10月～2022年2月 順不同 敬称略

<個人会員>

石黒千絵 J.F.モリス 安田敏明 大沼昭 長谷川純男 吉田淳子 岩崎隆一 菊池陽子
田澤二三代山本蒔子 鈴木とき子 早川有卦子 須藤真由美 岩城利充 田代富子
大場さちゑ 小田嶋礼子 倉澤良太郎 虻川大樹 佐々木房江 熊川幸子 原容子
遠藤やす子 岩井紘子 亘理弘子 大塚正宸 高橋晃子 兵藤文 西澤晴代 斎藤葉子
菅原陽子 今井明 小川たえ子 葦名深雪 蔵元くによ 墨井豊子 甘糟郁 渡辺美保
菅野幸子 平井美和子 佐々木きよえ 花島伸行 大河原みつ子 大塚涼子 大野朝子
上村文子 山内一成 山内礼子 石島文香 奥平よう子 増子よし子 佐貝和子

<団体会員>

新田こばと園 医療法人社団静実会ないとうクリニック さとう音楽事務所

<特別会員>

西島淑子 鈴木忠司 佐藤知妙 星毅 ワナ・クリニック

<維持会員>

我妻要子 三星容子 川越さと子

<ご寄付>

菅野幸子 吉田淳子 岩崎隆一 志賀野宏 岩井紘子 仙台松陵教会代表役員西川鉄也
葦名深雪 泉大沢シニアタウン 仙台北三番丁教会 青い鳥の会 高木ひろ子

子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ
〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平 1-5-20-5F
半澤・村松法律事務所内
TEL/FAX 022-265-8867
mail zimukyoku@capnetmiyagi.org
URL <http://capnetmiyagi.org>